

消防部

令和8年度 重点目標

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 市民への防火対策の推進及び応急手当の普及推進 |
| 2 | 消防水利の充実・強化と適正な維持管理 |

重点目標		市民への防火対策の推進及び応急手当の普及推進		部局名	消防部	優先順位	1 位
総合計画における位置付け		第2編 自然・生活環境 第2章 良好、快適な生活環境の形成 第7節 地域防災力の向上と災害対応力の強化		市長公約における位置付け	挑戦3 命と暮らしを守り抜くインフラ改革 37 消防団・自主防災組織の連携強化		
第五次上田市行政改革大綱における位置付け		(1) 多様な主体との連携・協働を推進する改革 ウ 公民連携の推進 エ 広域連携の推進					
現況・課題	令和7年度中の上田市における火災件数は42件で、前年度の35件と比較し7件増加しました。このうち建物火災は23件で、前年度の17件と比較し6件増加しました。上田市で発生した火災の半数以上が建物火災であることから、引き続き建物火災の減少を推進するため、住宅及び事業所における防火・防災対策の啓発が必要です。また、全国の火災による死者は建物火災が大半を占め、その多くが高齢者であることから、高齢者を中心とした住宅防火対策の積極的な推進と、工場等の事業所に対する定期的な立入検査による施設の適正な維持管理及び防火・防災対策の意識の高揚を促進する必要があります。出火原因については、「たき火」「火入れ」などの屋外焼却が上位を占め、消火に大きな困難を伴う林野火災の原因となりうることを踏まえ、屋外焼却実施前の消防署への届出時、屋外焼却実施者への注意喚起や消火の準備などの指導をするとともに、上田地域広域連合火災予防条例の改正により創設された「林野火災注意報・警報」の周知など、広く火災予防意識の高揚を図るための広報活動も必要です。応急手当の普及推進については、傷病者の近くにいる住民が応急手当を行う可能性が高いため、継続的に応急手当の普及啓発に努めます。						
目的・効果	住宅及び事業所等への防火・防災対策の啓発を図るため、防火講習や各種消防訓練、立入検査を実施し防火意識の高揚を図ります。また、住宅火災については、住宅用火災警報器の適切な維持管理と高齢者を中心とした防火指導を重点的に行うことにより、火災による死傷者や火災発生件数の減少を図り、火災から市民の安全を確保します。屋外焼却実施者に対し、「たき火」「火入れ」を原因とする火災の危険性、消防署への届出や消火の準備などの必要性を指導するとともに、上田地域広域連合火災予防条例において創設された、「林野火災注意報・警報」の周知を図ることで火災予防を推進します。応急手当については、感染対策を含め正しい知識、技術を身につけることにより、傷病者の救命率及び予後の向上が期待できます。				該当するSDGsの目標	3 すべての人に健康と福祉を  11 住み続けられるまちづくりを  17 パートナーシップで目標を達成しよう 	
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ 住宅及び事業所の防火・防災対策の推進 （1）高齢者を中心とした住宅防火対策 （2）防火講習、各種訓練の指導 （3）事業所への立入検査の実施 （4）広報誌等の活用による周知	（1）3月 （2）3月 （3）3月 （4）3月	（1）高齢者防火指導等：400件 （2）自治会、事業所等の防火講習等：120回 （3）立入検査：950件 （4）防火広報：12回				
②	○ 屋外焼却に対する火災予防の推進 屋外焼却実施者への指導 （1）屋外焼却実施前の指導 （2）屋外焼却実施中の直接指導	（1）3月 （2）3月	屋外焼却実施者への指導 （1）実施前の指導 3,800回 （2）実施中の直接指導 200回				
③	○ 市民に対する応急手当の普及推進 毎月1回の定期開催（上田地域広域連合）の他、各団体からの依頼による講習会の実施	3月	普通救命講習、上級救命講習及び救命入門コース受講者数：2,400人 （知識及び技術を深めるため、目標人数の50%以上を普通・上級救命講習の受講とする。）				
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題			

重点目標		消防水利の充実・強化と適正な維持管理		部局名	消防部	優先順位	2 位
総合計画における位置付け		第2編 自然・生活環境 第2章 良好、快適な生活環境の形成 第7節 地域防災力の向上と災害対応力の強化		市長公約における位置付け	挑戦3 命と暮らしを守り抜くインフラ改革 37 消防団・自主防災組織の連携強化		
第五次上田市行政改革大綱における位置付け		(1) 多様な主体との連携・協働を推進する改革 ウ 公民連携の推進 エ 広域連携の推進					
現況・課題	防火水槽及び消火栓等の消防水利は、火災を消火するために必要不可欠な施設であり、現在当市には防火水槽が878基設置され、そのうち「消防水利の基準」に適合する40㎡以上の防火水槽は419基あり、防火水槽全体の約48%となっています。さらに、基準に適合する防火水槽のうち、耐震性防火水槽は135基で、基準に該当する防火水槽の約32%に当たります。このことから、巨大地震発生時でも高い確率で消火用水の確保が期待できる耐震性防火水槽を計画的に設置するとともに、老朽化が懸念される既存防火水槽の更新を行うことで、大規模災害時の消防水利や、避難者の生活用水を確保するとともに、震災による大規模火災や水害等に備えるため、消防水利の充実と強化を図る必要があります。 また、消火栓は現在4,736基設置されておりますが、当市の消防水利の充足率（基準水利で充足されている地域）は約51%であることから、今後も消防水利の不足している地域や、新たに住宅が建設された地域などへ計画的に設置するとともに、上下水道局と連携し、古い水道管の敷設替えにあわせて消火栓を更新し、防火水槽同様に充実・強化を図る必要があります。 なお、既存の消火栓については、火災発生時に正常に使用できるよう調査し、適正な維持管理に努める必要があります。						
目的・効果	耐震性防火水槽の整備は、地震による断水時においても高い確率で消火用水が確保できることから、最も信頼できる消防水利であり、災害に強いまちづくりに寄与します。 消火栓の整備については、火災発生時の近隣住民による初期消火により、被害の拡大防止が期待できるとともに、水利の不足する地域へ整備することで、火災による被害の軽減が図られます。				該当するSDGsの目標	3 すべての人に健康と福祉を  6 安全な水とトイレを世界中に  11 住み続けられるまちづくりを  13 気候変動に具体的な対策を  16 平和と公正をすべての人に  17 パートナーシップで目標を達成しよう 	
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ 耐震性防火水槽の設置 上田地域（千曲町、中野） 真田地域（表木） 武石地域（築地原）	3月	4基完成				
②	○ 消火栓の新設 真田地域（傍陽）	3月	1基完成				
③	○ 消火栓修繕 消火栓修繕15基	3月	15基修繕完成				
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題			